

定 款

フリージア・マクロス株式会社

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、フリージア・マクロス株式会社と称する。

英文では、FREESIA MACROSS CORPORATION と表示する。

第2条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする

1. 各種機械類および電機機器の製造、加工、販売、リース、レンタル並びに輸出入
2. 板金加工及びプレス加工
3. 発電設備の企画、設計、施工、保守管理、運営および売電事業
4. 発電設備の部品およびプラントの企画、設計、製造、販売および輸出入
5. 次の物品の売買および輸出入
 - イ. 食料品、酒類、その他の飲料品
 - ロ. 楽器、玩具および文房具
 - ハ. 木材、陶磁器、セラミックス
 - ニ. 衣料用繊維品
 - ホ. 貴金属類
 - ヘ. スポーツ用具
 - ト. 電話機器、部品
 - チ. 小型ボート
 - リ. 昇降機
 - ヌ. 映像機器、音響機器、照明器具、自動車用ナビゲーション
 - ル. 無線機器
 - ヲ. ゴルフ用具、自転車
 - ワ. 家具、建築資材
 - カ. 電子部品、基板
6. 前号物品の開発および製造加工
7. 各種機械器具およびこれらの部品、修理、据付工事の請負および賃貸業
8. 合成樹脂の原料および合成樹脂による日用雑貨容器、パイプシートの製造、販売
9. 日用品雑貨の販売並びに輸出入
10. ポータル・ウェブ・サイト、知的財産権、ノーハウ、ソフトウェアの取得、販売、開発、使用許諾業務
11. 建築工事、土木工事の企画調査、設計、施工、監理および請負業
12. ホテル、スポーツ施設、飲食店の経営および旅行業

13. 不動産の売買、賃貸および管理
14. マンション、ログハウス、一戸建住宅等の企画調査、設計、施工、販売および請負業
15. 有価証券の組成、発行及び売買、金銭の貸付に関する業務
16. 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業
17. 古物売買業
18. 環境ゴミの処理業務
19. 経営コンサルタント業務、教育事業、再生支援ビジネス
20. 広告業
21. 前各号の代理業、仲立業および関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は東京都内において発行される産経新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は180,000千株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところによ

り、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規則）当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集時期および招集権者）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

②株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（株主総会の議長）

株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は法令または本定款に定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事および決議の経過の要領およびその結果ならびにそ

の他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 19 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以上とする。

- ②監査等委員である取締役は、3名以上とする。

第 21 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第 22 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

第 23 条（取締役会の権限）

取締役会は法令又は定款に定める事項その他当会社の重要な業務執行を決定する。

第 24 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会規則に定められた代表取締役が招集し、議長となる。

- ②前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催

することができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ②当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 27 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

第 29 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 30 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を定めることができる。

第 31 条（報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 32 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ②当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日から3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

第36条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第37条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第38条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第39条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和 22 年 10 月 30 日 制定
平成 19 年 6 月 28 日 改正
平成 21 年 6 月 26 日 改正
平成 24 年 6 月 28 日 改正
平成 26 年 6 月 27 日 改正
平成 27 年 6 月 26 日 改正
平成 30 年 10 月 1 日 改正
令和 4 年 6 月 25 日 改正